

大分県水道広域化推進プラン

1. 策定根拠

○改正水道法（H30.12.12公布、R元.10.1施行）

- ・都道府県に水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定

○「水道広域化推進プラン」の策定について（H31.1.25総務省自治財政局・厚労大臣官房通知）

- ・住民生活に必要不可欠なライフラインとして水道事業の持続的な経営を確保するためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要がある
- ・そのため、市町村の区域を越えた広域化を推進するため、都道府県が区域内の水道事業にかかる広域化の推進方針を定める
- ・推進方針には、広域化の具体的な効果等をシミュレーションし比較検討したうえで、当面の具体的取組の内容・スケジュール等を定める（R4末までに策定・公表）

2. これまでの取組

○大分県水道ビジョン（H31.3月策定） 根拠：H26. 3. 19厚労省健康局通知

50年先を見据えた大分県内の水道の理想像を描き、直近10年間の具体的な実現方策や目標を設定

[基本方針]：安全・強靱・持続 ※持続の分野で広域化の取組を記載

- ・平成の大合併により水道事業は大幅に統合

①事業者数は207事業減少 ②職員数は175名減少 ③浄水施設は17施設減少

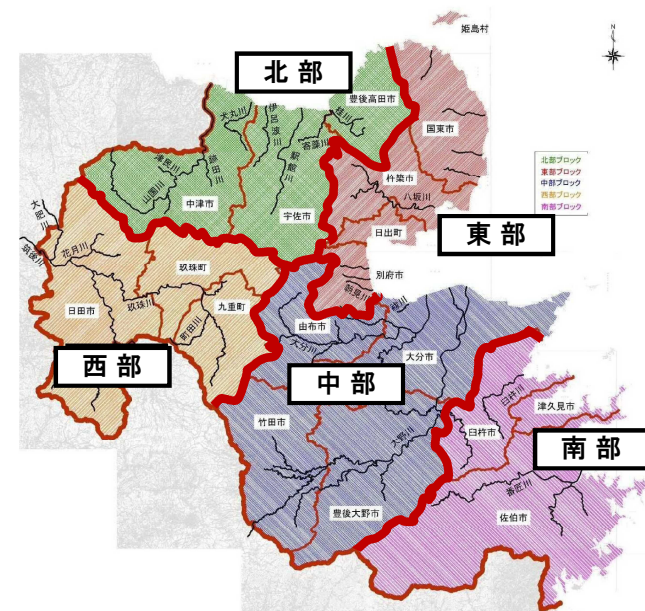
- ・本県特有の地形的な制約等から、市町村間等における施設統合は実現困難

①県土の約7割が林野 ②市町村内でも水源が様々で水質も異なり、施設も多種多様 ③浄水の融通に大きなコストがかかる

- ・全市町村で自己水源を保有しており、施設の共同化をはじめとした広域的な施設統合は現実的ではない

⇒県内5ブロックで、人材育成や資材の共同購入など取り組みやすいものから広域化を検討

●水道ビジョンで示した5ブロックの区分



3. 大分県水道広域化推進プランの概要

(1) 現状と将来見通し

① 自然・社会的条件

- ・50年後の水需要は33%減少
- ・それでもなお老朽化等に伴う取水能力低下により水需給バランスの維持が困難になる恐れ

② 水道事業のサービスの質

- ・災害時協定先の管工事組合の企業数が減少
- ・迅速な応急給水・復旧が困難になる恐れ

③ 経営体制

- ・職員の年齢構成がアンバランス
- ・退職等により技術継承・災害対応が課題

④ 施設等の状況

- ・水需要の減少に伴う施設効率の低下
- ・老朽化や耐震化への対応が課題

⑤ 経営指標

- ・50年後には給水収益が26%減収
- ・施設の更新需要による支出の増加

(2)今後の広域化にかかる推進方針等

①シミュレーションの前提条件のもとで削減効果が確認されたものについて、各ブロックの構成市町村の特性や実情を踏まえた上で、推進方針を策定

②以下のとおり共同調達等を行うほか、そのほかの共同委託などの研究に引き続き取り組む

水道台帳システムの共同調達

- ・ R 4・R 5に、大分市が他市町村も参入可能なクラウド型台帳システムを導入
※標準化によりデータの利活用が容易になるとともに、管理水準等が向上
- ・ 各市町村のシステム構成、更新時期、施設規模等を勘案し、参入可能な市町村から順次共同利用を開始（予定）

R 4～5
大分市



R 7
別府市、津久見市
杵築市



R 8
九重町



R 9
臼杵市



R 10
宇佐市

運転監視業務の共同委託等

- ・ 施設の運転監視情報をクラウド上に保存・共有したうえで、遠隔で一元的に運転監視を行おうとするもの
- ・ 現状、運転監視システムをクラウド化している市町村は少数のため、システム更新時にクラウド化整備を検討する
- ・ それまでの間、委託業者が同一の市町村を中心に、R 7まで共同委託の研究を行い、費用の削減効果などを踏まえ取組の可否を判断するとともに、可能な場合は共同仕様書を作成し連携を進める

その他の共同委託等

- ・ 次亜塩素酸ナトリウムの共同購入、保守点検業務の共同委託、漏水事故対応の共同委託等について、R 7まで共同調達手法等の研究を行い、取組の可否を判断する

市町村間での用水供給

- ・ 「大分市から由布市(挾間)」、「大分市から別府市」への用水供給について、用水供給手法や施設の最適化等を継続して研究する

③持続的な経営を確保する観点から、少しでも住民の負担軽減につなげる方策を取ることが望まれるため、各ブロックで順次広域連携の取組を進めるとともに、経営の一体化についても議論・検討を継続する

④各種先端技術の情報収集に努め、水道事業の広域連携や基盤強化につながる取組があれば、積極的に検討を行い、活用していく